

ました。」「常磐沖で漁獲したコウナゴから、1kg あたり 1 万 2500 ベクレルの放射性セシウム 137 が検出された。」

「東京金町浄水場で 1kl あたり 210 ベクレルの放射性ヨウ素が検出され、食品衛生法に定める乳児が飲んでよいとされる上限の 2 倍にあたるモノです」と報じられたら、母親はパニック状態に陥ります。

消費者も困ったが、もっと困ったのは生産者で、一生懸命働いて収穫した農産物、或は水産物が捨てるほかない、絶望的になってしまいます。

でも一寸待ってください。暫定値とは「これ以上沢山の放射性物質を含む食品を食べ続けなければ全く安全です。」と安全なラインを示しているのが「暫定規制値」なのです。

ところが放射性物質が何 ベクレルと数値を言われても、それが何を意味するかを考えるよりも、「絶対に食べないように」とアドバイスされたと解釈してしまいます。

特に水道水に放射性ヨウ素が含まれている、と報道されたときはミネラルウォーターがスーパーの店頭から瞬間的に姿を消してしまいました。

「人間の体に害になるもの、毒性のあるものは出荷していけない、摂取してはいけない」と食品衛生法にあり、それぞれの規制値を明記してあります。

ところが放射性物質は規定がない、これはよもや原発が事故を起して放射性物質を撒き散らすなど想定外ですから規制値は規定されていなかったのです。

それで急遽、内閣府原子力安全委員会が出していた「飲食物摂取制限に関する指標」を採用することになり、文字通り「暫定」となったのですが、これも詳しく内容を説明しないで数値だけを発表したから、かえって混乱してしまったのです。

暫定規制値とは「その放射性物質の濃度の食べ物、飲み物を平均摂取量で 1 年間摂取し続けたときの被曝量を 5mSv 以下にしましょう」という目安です。

放射線の影響が人体に現われるかも知れない最低の基準値が 1 年間で 100mSv ですから、1 年間で 5mSv 以下に抑えようと規定しているのですから、1/20 で厳しい規定といえます。

それを 1 回でも食べたならこの世も終わりみたいな騒ぎをしたのですから、誤解が生んだ騒ぎですが、誤解されるような発表をした政府は配慮が足りなすぎです。



表2 原子力災害対策特別措置法の枠組み

1. 迅速な初期動作と国、都道府県、市町村の有機連携の確保	
初期動作の迅速化	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者からの異常事態の速達義務付け ※通報基準: 敷地境界にて5マイクロシーベルト 毎時(10分継続)又は施設内の異常事象等 所管大臣は初期動作を開始し、あらかじめ定められた手順に従い、直ちに内閣総理大臣を長とする「原子力災害対策本部」を設置 ※緊急事態判断基準: 敷地境界にて500マイクロシーベルト 毎時(10分継続)又は施設内の異常事象等 当該市町村及び都道府県の対策本部を設置。国は避難等必要な措置を自治体に指示
国、地方公共団体の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 政府は現地に「原子力災害現地対策本部」を設置 国と自治体の現地対策本部の連携を高めるため「原子力災害合同対策協議会」を設置(オフサイトセンターに置く) 総合防災訓練の実施
2. 原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対策体制の強化	
国の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> 国の原子力防災専門官を法的に位置付け。原子力事業所の所在する地域に常駐。中核的役割を担う 本部長は関係行政機関、関係自治体に対し、応急対策について必要な事項を指示 本部長は防衛庁長官に対し自衛隊の派遣を要請 首相大臣はオフサイトセンターをあらかじめ指定 原子力安全委員会: 調査委員の技術的助言の法的位置づけの付与 原子力災害緊急時において各種対応機能の迅速な現場投入体制の確保
3. 原子力防災における事業者の役割の明確化	
事業者責務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内における放射線測定設備の設置義務の明確化及び記録の公表の義務づけ 通報義務の明確化 事業者は防災組織を設置し、災害応急措置を実施 事業主に原子力防災管理表をおく 事業者の「原子力事業者防災業務計画」の策定義務の明確化

【出典】日本原子力産業会議・原子力ポケットブック2000年版(2000年7月)p85、ほか